

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和3年6月教育委員会定例会
3 概 要	<p>1 開催日時 令和3年6月25日（金曜日）午後1時30分～午後2時</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長、河原健委員、萩谷直美委員、椎名和良委員、寺田弘委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 宇田野 信彦 参事 奈幡 正 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題</p> <p>【議決事項】</p> <p>(1) 議案第24号 令和3年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について（可決）</p> <p>(2) 議案第25号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について（可決）</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 報告第4号 令和3年守谷市議会6月定例月議会について</p> <p>(2) 報告第5号 第四次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について</p>
4 今後の状況	次回は、令和3年7月26日（月曜日）午後1時30分から開催予定

令和3年6月教育委員会定例会

会議資料

日 時 令和3年6月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年6月教育委員会定例会

会議次第

日 時 令和3年6月25日(金)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 24号 令和3年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について
(学校教育課)

議案第 25号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について(教育指導課)

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 4号 令和3年守谷市議会6月定例月議会について
(教育委員会所管分)

報告第 5号 第四次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について
(中央図書館)

6 その他

議案第24号

令和3年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について

守谷市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に伴う点検評価員として、下記の者を委嘱する。

記

1 遠藤 一美
えんどう かずみ

2 杉本 真
すぎもと まこと

3 羽中田 みどり
はなかた みどり

令和3年 6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田香
令和3年 6月25日原案 決

提案理由

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価を実施するに当たり、令和2年度の施策の実施状況等に対し意見を求めるため、上記3名を教育に関し学識経験を有する「守谷市教育委員会点検評価員」として委嘱するものであります。

令和3年度（令和2年度事業対象）守谷市教育委員会点検評価員名簿

氏名 遠藤 一美

1 住 所

2 経歴 昭和53年3月 千葉商科大学商経学部卒業
昭和54年4月 水海道市立水海道小学校教諭
平成15年4月 石下町立石下中学校教頭
平成20年4月 守谷市立御所ヶ丘小学校校長
平成22年4月 つくばみらい市立伊奈中学校校長
平成27年3月 つくばみらい市立谷和原中学校校長（退職）
平成30年3月 つくばみらい市適応支援教室室長（退職）

現在に至る。

氏名 杉本 真

1 住 所

2 経歴 昭和53年3月 茨城大学教育学部卒業
昭和54年4月 北海道松前町立松城小学校教諭
昭和62年4月 茨城県神栖市立軽野東小学校教諭
平成16年4月 守谷市立守谷小学校教頭
平成18年4月 守谷市立松前台小学校教頭
平成21年4月 龍ヶ崎市立長戸小学校校長
平成24年4月 守谷市立御所ヶ丘小学校校長
平成27年3月 守谷市立御所ヶ丘小学校校長（退職）
平成27年4月 守谷市立御所ヶ丘中学校教諭（再任用）
平成29年4月 守谷市立守谷小学校非常勤講師
平成30年4月 守谷市教育委員会指導室若手教育研修指導員

現在に至る。

氏名 羽中田みどり

1 住 所

2 経歴 平成6年3月 法政大学法学部政治学科卒業
平成6年4月 株式会社カスミ 入社
平成8年3月 同社 退社
平成8年4月 日本電信電話（株）、住友電気工業（株）にて派遣
社員として就業

平成10年 6月 契約期間満了につき退職
平成10年 7月 株式会社富士設備入社
平成15年 3月 同社 退社
平成15年 7月 日立建機(株), (学)東京理科大学, (株)NTTデータにて派遣社員として就業
平成20年 4月 契約期間満了につき退職
平成30年 4月 守谷市立大井沢小学校PTA会長就任
令和元年 6月 守谷市社会福祉協議会評議員就任
令和3年 4月 守谷市小中学校PTA連絡協議会会长就任
現在に至る。

*参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第25号

守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

次の者を守谷市教育支援委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

<改選前>

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
6	学校教育関係者	守谷市立守谷小学校	奈幡 正	退職

<改選後>

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
6	学校教育関係者	守谷市立大井沢小学校	板谷 亜由美	

委嘱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和3年6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田香
令和3年6月25日 原案 決

提案理由

本案は、令和3年3月31日で、退職により守谷市教育支援委員会委員が辞職したため、残任期間の委嘱をするものです。

報告第 4 号

令和 3 年 守谷市議会 6 月 定例月議会について（教育委員会所管分）

1 議案第 35 号 守谷市教育委員会委員の任命について

議 決 日 令和 3 年 6 月 18 日

議決結果 原案 同意

2 議案第 39 号 令和 3 年度守谷市一般会計補正予算（第 3 号）について（教育委員会所管分）

議 決 日 令和 3 年 6 月 18 日

議決結果 原案 可決

令和 3 年 6 月 25 日 報告

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

議案第35号

守谷市教育委員会委員の任命について

下記の者を守谷市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 守谷市百合ヶ丘二丁目2755番地の91
氏 名 萩谷直美
生年月日 昭和50年6月9日（45歳）

令和3年6月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日

議案	頁数
35号	1

報告	頁数
4号	2

提案理由（議案第35号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現教育委員会委員 萩谷直美 氏が令和3年10月17日をもって任期満了となることに伴い、同氏を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき提案するものです。

よろしく御審議の上、御同意のほどお願ひいたします。

議案	頁数
35号	2

報告	頁数
4号	3

略歴

萩谷直美

昭和 50 年 6 月 9 日生 (45 歳)

学歴

平成 6 年 3 月 茨城県立守谷高等学校卒業

職歴

平成 6 年 4 月 株式会社柏そごう入社
平成 10 年 3 月 株式会社柏そごう退社

その他の経歴

平成 22 年 4 月 守谷市立黒内小学校 P T A 会長就任
平成 26 年 4 月 守谷市立守谷中学校 P T A 会長就任
平成 22 年 8 月 守谷市通学区域審議会委員
平成 26 年 4 月 守谷市社会教育委員
5 月 守谷市保健福祉審議会委員
平成 27 年 4 月 守谷市総合計画審議会委員
平成 27 年 6 月 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進
会議委員
平成 29 年 10 月 守谷市教育委員会委員

現在に至る

議案	頁数
35号	3

報告	頁数
4号	4

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款		項	補正前予算額	補正予算額	計
14	国 庫 支 出 金		5,232,676	96,643	5,329,319
18	繰 入 金	2 国 庫 换 助 金	1,382,478	96,643	1,479,121
		2 基 金 繰 入 金	2,830,798	144,939	2,975,737
21	市 債	2 市 債	2,830,794	144,939	2,975,733
		1 市 債	3,512,000	△34,000	3,478,000
	歳 入	合 計	3,512,000	△34,000	3,478,000
			31,191,434	207,582	31,399,016

議案	39号	2
提出	4	5

4年
6月
歳出

(単位 千円)

		項	補正前予算額	補正予算額	計
2	総務費		4,872,023	30,861	4,902,884
1	総務管理費		3,829,472	0	3,829,472
2	徴税費		347,679	30,861	378,540
3	民生費		10,316,050	35,551	10,351,601
1	社会福祉費		4,058,511	193	4,058,704
2	児童福祉費		5,666,965	35,358	5,702,323
4	衛生費		2,430,583	35,900	2,466,483
8	土木費		1,676,803	35,900	1,712,703
10	教育費		3,043,090	105,270	3,148,360
4	都市計画費		2,065,265	105,270	2,170,535
1	教育総務費		6,418,274	0	6,418,274
2	小学校費		2,822,608	0	2,822,608
	歳出合計		2,284,579	0	2,284,579
			31,191,434	207,582	31,399,016

議案	頁数
39号	3

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
民設民営児童クラブ運営事業費補助金	令和3年度から令和4年度まで	11,884
小学校校務支援システム運用保守業務委託	令和4年度から令和8年度まで	45,381
中学校校務支援システム運用保守業務委託	令和4年度から令和8年度まで	19,449

(単位 千円)

議案 39号	頁数 4
報告 4号	頁数 7

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
坂町清水線債 券償整	227,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においでは、当該見直し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができます。	265,000	補正前に同じ
学校給食センター 改築事業債	1,158,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においでは、当該見直し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができます。	1,140,000	補正前に同じ
郷小学校 校舎改修事業債	470,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においでは、当該見直し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができます。	416,000	補正前に同じ

5	議論
5	議論

1 総括

歳入歳出予算正事項別明細書

		款			補正前予算額	補正予算額	(単位 千円)
		支	出	金	5,232,676	96,643	5,329,319
14	国庫			金			
18	繰入			金	2,830,798	144,939	2,975,737
21	市債			債	3,512,000	△34,000	3,478,000
	歳入	合計			31,191,434	207,582	31,399,016

報告書	39号	議案	6頁
4月	9	頁数	

歳出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				国庫支出金	特定定財	地方債その他	一般財源
2 総務費	4,872,023	30,861	4,902,884			△17,815	48,676
3 民生費	10,316,050	35,551	10,351,601				35,551
4 衛生費	2,430,583	35,900	2,466,483				35,900
8 土木費	3,043,090	105,270	3,148,360	49,455	38,000	17,815	
10 教育費	6,418,274	0	6,418,274	47,188	△72,000		24,812
歳出合計	31,191,434	207,582	31,399,016	96,643	△34,000		144,939

2 歳 入
(款) 14 国庫支出金

(項) 2 國庫補助金

目	補正予算額	前算額	補正額	正額	計	区 分	金額	説明
4 土木費国庫補助金	511,802	49,455		561,257	2街路事業費補助金		39,050	・社会資本整備総合交付金(防災安全)
5 教育費国庫補助金	256,358	47,188		303,546	3都市計画事業費補助金		10,405	・都市構造再編集中支援事業費補助金
計	1,382,478	96,643		1,479,121	1学校給食費補助金		32,975	・学校施設環境改善交付金

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金	金	1財政調整基金繰入金	金	1,356,758	1財政調整基金繰入金	金	144,939	・財政調整基金繰入金
計		2,830,794		144,939	2,975,733			

(款) 21 市債

(項) 1 市債	金	3土木債	金	438,000	1公共事業等債	金	38,000	・坂町清水線整備事業債
		4教育債	金	2,240,000	△72,000	2,168,000	1学校教育施設等整備事業債	△99,000
								・学校給食センター改築事業債
								△18,000
								・郷州小学校校舎改修事業債
								△81,000
					2防災・減災・国土強靭化緊急対策事業		27,000	・郷州小学校校舎改修事業債
		計	金	3,512,000	△34,000	3,478,000		

4
車
1
2

(款) 4 衛生費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳	節	説明
	財源名	金額	区分	金額
2 予 防 費	35,900 (946,229) (982,129)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	0 0 35,900	18 負担金補助及び 交 付 金
計	35,900 (1,676,803) (1,712,703)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	0 0 35,900	

(款) 8 土木費

4 街 路 事 業 費	105,270 (1,004,102) (1,109,372)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	49,455 38,000 17,815 0	14 工 事 請 負 費 105,270 14工事請負費 ・坂町清水線整備工事
計	105,270 (2,065,265) (2,170,535)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	49,455 38,000 17,815 0	

(項) 4 都市計画費

4 街 路 事 業 費	105,270 (1,004,102) (1,109,372)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	49,455 38,000 17,815 0	02 坂町清水線整備事業 (建設課) 14工事請負費 ・坂町清水線整備工事
計	105,270 (2,065,265) (2,170,535)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	49,455 38,000 17,815 0	

(款) 10 教育費

4 学 校 給 食 セ ン タ 費	0 (2,276,124) (2,276,124)	国 県 支 出 金 地 方 債 債 他 そ の 一 般 財 源	32,975 △18,000 0 △14,975	
計	39 千	11 千		

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			説明
		財源名	金額	区分	
計	(2,822,608)	国県支出金	32,975		
	(2,822,608)	地方債	△18,000		
		その他の財源	0		
		一般財源	△14,975		

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

3 学校建設費	0	国県支出金			説明
		地方債	その他の財源	区分	
	(1,683,821)	0	△54,000		
	(1,683,821)	一般財源	39,787		
計	(2,284,579)	0	14,213		
	(2,284,579)	地方債	△54,000		
		その他の財源	0		
		一般財源	39,787		

議案	議案	頁数
39号	12	
報告	頁数	
4	13	

(新規設定期分)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末(見込)支期	当該年度支期	以降の額	左の財源		
					県支出金	特定期間	内訳
民設民営児童クラブ運営事業費補助金	11,884		令和4年度	11,884			一般財源
小学校校務支援システム運用保守業務委託	45,381		令和4年度から令和8年度まで	45,381			45,381
中学校校務支援システム運用保守業務委託	19,449		令和4年度から令和8年度まで	19,449			19,449
合計	76,714			76,714			76,714

議案	頁数
39号	13

令和 3 年 守谷市議会
6 月 定例月議会

一般質問回答要旨

令和3年守谷市議会6月定例月議会 「市政に関する一般質問」通告事項

通告順

1番 砂川 誠 議員

1 小・中学校における熱中症対策について

[市長・教育長・担当部長]

(1) 学校において行っている熱中症対策は

(2) 熱中症対策にかけている経費は

(3) 対策としての冷水器の設置は

(4) マイボトルに汲める冷水器の導入は

2番 山田 美枝子 議員

1 新型コロナワクチン接種の現状とPCR検査の拡充について

[市長・担当部長]

(1) 現在のワクチン接種の進捗状況、また感染者の推移は

(2) ワクチン接種後の健康状況調査、先行接種者の腫れ、発熱、頭痛などの調査は行っているか

(3) 市内で発熱などの症状が出た場合の現在の対応は

(4) 市としてPCR検査の拡充、また助成金事業は考えているか

2 守谷市の歴史文化資料の収集、保存、展示について

[市長・教育長・担当部長]

(1) 守谷市の郷土や郷土人について記述された資料などの現在の保存、保管場所は

(2) 江戸期の俳額の誤廃棄の実態は

(3) 今後の対策、また郷土資料の有効利用の考えは

(4) 学芸員雇用、郷土資料館などの考えは

3番 山本 広行 議員

1 おくやみ窓口の創設について

[市長・担当部長]

(1) 現状、死亡届受理後の流れは

(2) 既存のままでの遺族の心理的負担は大きいのでは

(3) おくやみ窓口（デスク）開設の検討はあるのか

(4) 遺族の方々への寄り添った対応が必要では

4番 海老原 博 幸 議員

- 1 守谷駅東口市有地の開発について [市長・担当部長]
(1) オープンスペース工事を大和リースと随意契約するに至った経緯と考え方は
(2) 商業施設建設に伴う借地料の算出根拠は
(3) オープンスペースの管理方法について
(4) 現在の進行状況、テナント募集状況及び工事開始時期

5番 青木 公達 議員

- 1 ヤングケアラーを孤立化から防ぐためには [市長・教育長・担当部長]
(1) 守谷市としてヤングケアラーに関する実態調査は行っているか
(2) 守谷市のヤングケアラーに対する課題は
　ア 教育委員会としての課題は
　イ 保健福祉部としての課題は
　ウ 他に考えられる課題は
(3) (ヤング) ケアラー支援条例の制定は検討するか
2 守谷市の学芸員の役割は何か [市長・教育長・担当部長]
(1) 守谷市役所には正規職員・非正規職員を含めて学芸員は何人いるのか
(2) 学芸員資格を有する職員の所属部署はどこか
(3) 江戸期俳額の誤廃棄の再発防止の具体的な対策は

6番 堤 茂信 議員

- 1 住みここちのよい守谷を目指して [市長・担当部長]
(1) 街の住みここちランキング2021(茨城県版)の結果について
(2) 住みたい街2021(茨城県版)の結果について
(3) 住みここちのよい街になる要素とは
(4) インクルーシブという考え方について

7番 神宮栄二 議員

- 1 遺族手続きについて [市長・担当部長]
(1) 担当課と手続き項目について
(2) 他市では窓口一元化が進んでいるが当市の対応について
2 ヤングケアラーについて [市長・教育長・担当部長]
(1) 教育部としての現状把握と今後の対応について
(2) 保健福祉部としての現状把握と今後の対応について

8番 小菅 勝彦 議員

1 市民生活総合支援アプリ「Morinfo」のセキュリティ対策について

[市長・担当部長]

(1) 5月19日の各朝刊に掲載された、不正アクセスの経緯について

(2) 今後のIT化へのセキュリティ対策について

2 第3次守谷市総合計画について

[市長・担当部長]

(1) 策定にあたっての市民参加のあり方について

(2) 総合計画と（仮称）守谷市自治基本条例の位置づけについて

9番 渡辺秀一 議員

1 公共施設の貸出しの考え方について

[市長・教育長・担当部長]

(1) 平成30年12月21日都道府県教育委員会事務連絡、社会教育法第23条第1項の解釈について

2 ニューノーマルな日常からみえる変化について

[市長・担当部長]

(1) 令和3年度の保育所入所状況からみえる待機児童問題について

(2) 守谷駅東口の大和リース建設について

10番 首藤太亮 議員

1 新型コロナウイルス対応について

[市長・教育長・担当部長]

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

(2) ワクチン接種打ち手不足について

(3) 学校教育について

(4) 高齢者におけるフレイル予防について

11番 山崎裕子 議員

1 公用車の台数削減、稼働率向上で早急に経費削減を図ってはどうか

[市長・担当部長]

(1) 前から公用車の適正配置について改善するよう指摘があるが、現状は

(2) 公用車の台数を削減しつつ、1台あたりの稼働率を高め、早急に経費削減を図ってはどうか

12番 高梨 隆 議員

1 防災教育の現状と課題について

[市長・教育長・担当部長]

(1) 東日本大震災の教訓は

(2) 防災教育の必要性について

(3) 市内小中学校における防災教育はどう行われているか

(4) 学校防災の課題は

報告	頁数
4号	19

報告第5号

第四次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について

第四次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について、次の者を委嘱したので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	(1) 教育委員会教育部長	宇田野 信彦	委員長
2	(2) 教育委員会参事	奈幡 正	
3	(3)(4) 教育委員会教育部次長兼学校教育課長	小林 伸穏	
4	(5) 教育委員会生涯学習課長	福島 晶子	
5	(6) 教育委員会教育指導課長	古橋 雅文	
6	(7) 教育委員会中央図書館長	石川 みどり	委員長代理
7	(8) 保健福祉部すくすく保育課長	小島 義久	
8	(9) 市内小中学校の代表者	黒沼 則子	松ヶ丘小学校
9	(9) 市内小中学校の代表者	青木 瞳	御所ヶ丘中学校
10	(10) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者	石川 葉子	土塔中央保育所
11	(10) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者	鈴木 恵美子	みづき野幼稚園
12	(11) 読書活動に関し識見を有する者	大塚 宏子	お話をつぼっくり

※ 委嘱期間 令和3年6月28日～計画策定終了まで

令和3年6月25日報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

守谷市教育委員会告示第3号

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

守谷市教育長 町田 香

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

第9条第2項の規定に基づき、「守谷市子ども読書活動推進計画」(以下単に「推進計画」という。)を策定するため、守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下単に「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を守谷市教育委員会(以下単に「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進に関する施策
- (2) 子どもの読書環境の設備とその充実に関する施策
- (3) 子どもの読書活動に関する理解及び関心の普及に関する施策
- (4) その他推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、13人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 教育委員会参事
- (3) 教育委員会教育部次長
- (4) 教育委員会学校教育課長
- (5) 教育委員会生涯学習課長
- (6) 教育委員会教育指導課長
- (7) 教育委員会中央図書館長
- (8) 保健福祉部すくすく保育課長
- (9) 市内小中学校の代表者
- (10) 市内保育所(園)及び幼稚園の代表者
- (11) 読書活動に関し識見を有する者

3 委員の任期は、推進計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、中央図書館長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。